



特別号
2022.3

発行
島根県人権啓発推進センター
島根県人権啓発活動ネットワーク協議会

「りっぱる」(RIPPLE) は「さざなみ」という意味を持っています。

この広報誌によって人を大切にする心や思いやりの輪が、さざなみのように広がってみんなの心に届くように願っています。



令和3年度 島根県人権啓発ポスターコンクール
中学生の部／最優秀賞

山縣 未空さん (松江ろう学校中学部3年)

【作者コメント】

私にも辛い思い出があります。「悪口や暴力など人が辛くなることはやめよう！」と力強く表現しました。

令和3年度島根県人権啓発
ポスターコンクールには、県内
の小学校、中学校、高等学校、
特別支援学校の児童、生徒
から合計 1,239 点の応募が
ありました。
たくさんのご応募ありがとうございました。

「特集」
2★1★ ヤングケアラーいま社会がすべきこと
●更生保護施設しらふじにおける支援の現状
～島根県再犯防止推進計画の策定に寄せて～
人権擁護委員 ～あなたの街の相談パートナー～

特集 1

宮本 恵子
島根大学法文学部法経学科 教授
経済学博士、専門分野は社会保障論、ドイツ介護政策、社会政策



ヤングケアラーいま社会がすべきこと

ヤングケアラーとは

家族の介護や世話の負担が手伝いの範囲を明らかに超え、時間を費やすことが常態化している18歳未満の子どもをヤングケアラーといいます。「見えないケアラー」とも呼ばれ、どう発見するかが最初の課題とされます。近年、このヤングケアラーへの関心が高まっています。ただ、正式なヤングケアラーの定義は、まだ日本にはありません。今後日本において共通する定義をどのように設定するか議論が必要になります。

ヤングケアラーが担っているケアは、身体的な介護だけではなく、広い範囲を含みます。料理、掃除、洗濯といった毎日の家事、年下のきょうだいの世話、感情的なサポート、話し相手、買い物、通院・外出の介助や福祉・医療の専門職とのやりとり、日本語通訳や手話通訳、家計を助けるためのアルバイトなど、とても多様です。

イギリスでは、1980年代末から、ヤングケアラーの実態調査や支援が行われてきましたが、日本では近年、「ケアラーのケア」（介護者支援ともいう）に注目が当たる中で、その一つの側面であるヤングケアラーにも注目が集まるようになりました。こうしたなか、全国の実態調査を踏まえ、政府の具体的な支援策も一気に進みつつあります。

全国のヤングケアラーと島根県のヤングケアラーの現状、その比較

本稿では、島根県健康福祉部地域福祉課が令和元年9月に実施した「島根県子どもの生活実態調査」のデータを用いて、ヤングケアラーのおかれ実状をみてみたいと思います。調査では、「家族の介護・看護（着替えなどの介助、お薬の管理など）」を「ほとんど毎日」、「週に2～3回」していると回答した者をヤングケアラーとして抽出し、調査対象としました。

まず、ヤングケアラーはどの程度いるのでしょうか。全国にヤングケアラーがどのくらいいるか

は明らかになっていません。島根県では推計で1,000人いることが明らかになりました。その内訳は表に示すとおりです。ヤングケアラーに該当する者は、小学生（176/4598人 3.9%）、中学生（119/4098人 2.9%）、高校生（105/3976人 2.7%）でした。

大阪府の公立高校の実態調査に合わせて実施した大阪市立高の結果では、高校生のヤングケアラー^{注)}は5.3%であり、島根県は大阪市と比べヤングケアラーの割合が少ないようみえますが、本調査では、家での役割についてきょうだいの世話や家事を含んでおらず、これらを含めると、島根県も大阪市と同じくらいのヤングケアラーがいるのではないかと考えられます。

表 家族の介護・看護（着替えなどの介助、お薬の管理など）

	ほとんど毎日	週に2～3回くらい	ほとんどしない	無回答	合計
小学生 (5年生)	63 35.8%	113 64.2%	0 0.0%	0 0.0%	176 100.0%
中学生 (2年生)	36 30.3%	83 69.7%	0 0.0%	0 0.0%	119 100.0%
高校生 (2年生)	25 23.8%	80 76.2%	0 0.0%	0 0.0%	105 100.0%

全国調査からヤングケアラーの実状をみると、中学生、高校生にかかわらず、学校に通いながら「ほぼ毎日」、「1日のかなりの時間、ケアを行なっている場合が多く、ケアの対象は、「きょうだい」「父母」「祖父母」の順で高くなっています。「きょうだい」への世話の内容は、弟や妹の保育園の送迎が多くなっています。一方、島根県では、「祖父母」のケアが最も多く、高齢による要介護状態の祖父母に対して、見守りや日常生活援助などのケアを行なっています。

このようなケアによって、「自分の時間が取れない」、「勉強する時間が取れない」などの生活への影響が見られるケースもありますが、精神面への影響では、「自分は価値のある人間だ」と思っているヤングケアラーが多いことも明らかになりました。ヤングケアラーは『誰かの役に立ちたい』という気持ちを持っているので、思いやりのある人間になりやすいと思います。

島根県における問題と支援

親の働き方が変則勤務やシフト勤務、夜間勤務などの不規則勤務の家庭で、ヤングケアラーが多くみられる傾向にあることもわかりました。島根県では、第三次産業、サービス産業で働く人が増えるなか、不規則勤務の人も増えています。介護サービスなどを使いづらい夜間や土・日曜日に、働く親に代わって子どもが祖父母やきょうだいのケアを担っている現状がうかがえます。介護が必要な人が、適切な介護サービスにつながっているかどうか、介護しながら働く親の働き方にあつた介護サービスの提供がなされているかなどの把握が必要になります。加えて、家庭内で子どもがケアの担い手になっていないか、子どもを潜在的なケアの担い手になっていないか、などの把握も不可欠です。

また、島根県では外国籍の家庭の子どもにヤングケアラーが多いことも注目されます。外国籍の家庭では、小学生13.1%、中学生15.1%、高校生20.0%が、「家族の外国語の通訳」を行なっています。島根県では、外国籍の家庭が増えていますので、家族の通訳を担う子どもの負担を減らすために、家族への支援の充実が期待されます。

地域社会に求めること

まだ、ヤングケアラーへの社会的認知度は十分とはいえない。地域住民一人ひとりが、ヤングケアラー問題を知って、ヤングケアラーが孤立しないよう、それぞれの立場でかかわっていくことが重要です。ただ、「単発の声かけ」だけでは支援になりません。周囲の大人や支援者は、ヤングケアラーを理解しているという印象をヤングケアラーに持てもらおうと働きかけることが重要です。そうすると、心を開いて話してくれる可能性があります。そして、ヤングケアラーに身近な支援者である、教育現場、医療福祉現場、地域の民生委員などが相互に情報共有できるネットワークがあれば、支援につながりやすくなります。

本来、社会的なサービスとして提供される部分のケアを子どもが担っているとすれば、それは、「お手伝いの域」を明らかに超えて『労働』に該当するものです。その意味で、ヤングケアラーが社会的な支援を受けることは、『児童の権利』であり、社会はヤングケアラー支援を早急に進める必要があります。子どもは自分が行っていることが労働であるとか、それが介護であるという事実に気づくことは簡単ではありません。家の手伝いをしている程度だと考えてしまっていることでしょう。したがって、子どもの側からSOSの声が上がるのを待っていることはできません。周囲の大人の側がこれを把握していくことが求められています。

※注) 毎日新聞 2021.12.27



特集 2

～あなたの街の相談パートナー～ 人権擁護委員

島根県人権擁護委員連合会
会長 勝田 章

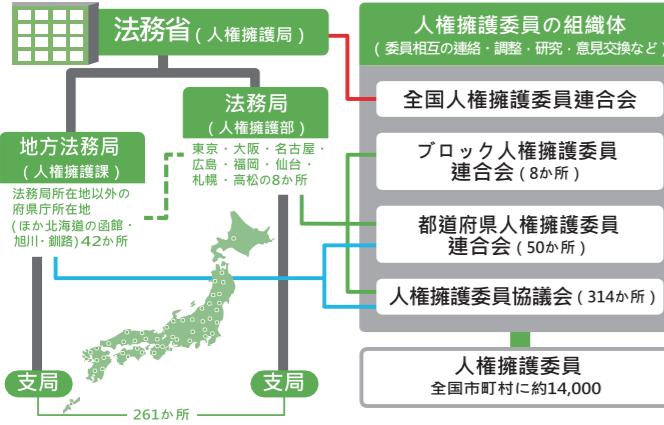
1 人権擁護委員とは

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて法務大臣から委嘱を受けて人権相談を受けたり、人権の考え方を広めたりする活動をしている民間ボランティアです（昭和23年7月、諸外国に例を見ない制度として発足）。現在約14,000名の人権擁護委員が全国の市町村に配置され、積極的に活動を行っています。人権擁護委員の組織は地域単位及び全国単位の組織があり、活動の単位になっています。また人権擁護委員は、法務省及び法務局、地方法務局と連携して活動を行っています。（下図参照）

人権擁護委員は人権擁護委員協議会を組織し、協議会ごとに様々な啓発活動を企画し、実施することで人権尊重の大切さを呼びかけています。

島根県人権擁護委員連合会には松江、出雲、浜田、益田、隠岐の5協議会があり、およそ170名が在籍しています。

法務省の人権擁護機関の構成図（令和3年10月1日現在）



き章（バッジ）のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ



き章

2 人権擁護委員の活動(主なもの)

（1）人権相談

人権侵害による被害者をはじめ、悩みや不安を抱える人々の相談を受け、問題の解決を援助する活動です。面談、電話、インターネット（SNSを含む）、手紙により人権相談に応じています。また市町村役場、公民館、社会福祉施設等において、隨時特設相談所を開設しています。

人権相談は人権侵害救済の端緒となるものなので、人権侵害を見逃さないよう対応しています。他の機関に相談に行ったが、思うような結果が得られず、人権擁護機関に相談に来たというケースもあるので、相談者が頼りにしているということを十分認識することが重要だと感じています。

（2）調査救済

●人権侵犯事案の実効的救済を図るための取組

子ども、女性、高齢者及び障がい者を被害者とする人権侵犯事案の実効的救済を図るための一環として、これらの各取組（「子どもの人権110番」強化週間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間、「人権相談における社会福祉事業従事者等との連携」、「社会福祉施設等における特設相談所開設」）を法務局・地方法務局と連携を図って実施しています。

「人権を侵害された」という被害者からの申告などを受け、法務局職員と協力して調査処理に当たります。人権相談から救済手続きを開始する場合もあります。

●子どもの人権SOSミニレター

全国の小中学生にSOSミニレター（便箋兼料金受取人払い封筒）を配布し、手紙による相談に応じています。子ども達が悩み事を書いて投函する



と、最寄りの法務局に届く仕組みで、法務局に届いたミニレターは、法務局職員及び人権擁護委員が一通一通読んで全てに返事を書いています。

（3）人権啓発

住民一人一人の人権意識を高め、人権について理解を深めてもらうための活動を行っています。

令和3年度は次のような活動を行いました。

●第40回全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的としています。（島根県大会では61校から2960編の応募がありました。）

●「人権の花」運動

花の種子や球根などを、主に小学生が協力して育てることを通じて、協力、感謝の大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重の心を育み情操をより豊かなものにすることが目的です。各地域人権啓発活動ネットワーク協議会（各市町村、松江地方法務局、各人権擁護委員協議会）において実施します。

図画コンテストやカレンダーを作成・配布した協議会もあります。今年度の参加校は126校でした。

●小・中学生、及び専門学校生に対する啓発活動（人権教室）

小・中学生への各種人権教室を実施しました（パラリンピック正式種目であるボッチャの体験を通じて、障がいがある人への理解を深める人権教室を実施）。また専門学校生への「デートDV防止人権教室」を行いました。

●人権週間行事について

県内各地域で啓発活動を実施しました。大きなイベントでは、島根県人権啓発活動ネットワーク協議会（島根県・松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会）主催でスポーツ組織（バスケットボール男子Bリーグ「島根スサノオマジック」）と連携協力した啓発活動及び全国中学生人権作文コンテスト島根県大会表彰式を実施しました。

特設相談所を県内50か所で開設しました。

●企業における人権啓発活動

各協議会では企業啓発の新たなチラシやポスター作りに取り組み、県内の企業を訪問し、チラシやポスターを配布しました。

●「人権擁護委員の日」の行事

人権擁護委員の日である6月1日を中心として、全国一斉特設人権相談所を県内44か所で開設しました。

人権に関するご相談はお近くの法務局又は人権擁護委員へどうぞ

みんなの人権110番



0570-003-110

ゼロゼロみんなのひゃくとおはん
インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>



子どもの人権110番



0120-007-110(無料)

ゼロゼロなな のひゃくとおはん
インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>

女性の人権ホットライン



0570-070-810

ゼロナナゼロ のハートライン
インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>

外国語人権相談ダイヤル



0570-090911

がいこく こ じんけん そうだん だい やる
ゼロナナゼロ のハートライン
インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>



松江地方法務局 / 島根県人権擁護委員連合会



更生保護施設しらふじにおける支援の現状 ～島根県再犯防止推進計画の策定に寄せて～

更生保護法人しらふじ
施設長 矢野 喜郎

松江刑務所などに勤務、大阪矯正管区長を最後に退職。
平成25年9月から現職。

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体においても再犯防止等に関する施策の基本となる事項を定めることとなり、島根県では、令和3年6月に「島根県再犯防止推進計画」が策定されたところです。

しらふじにおいても、再犯防止に資するよう利用者に対する各種支援を行っておりますので、その一端をご紹介させていただきます。

新規利用者数は年間約70人に及びますが、その大多数は、刑務所を仮釈放された人達で、全体の9割を占めます。利用者への支援は、個々の特性（罪名、年齢、所持金の有無、帰住希望地、病気や障がいの有無等）により、その人が再犯をしないで自立更生するためには何を重点とすべきか判断した上で、方針を定めています。

支援の内容は多岐にわたりますが、次の3つに集約されます。1つは、「自立資金造成支援」です。しらふじでの平均利用期間は、約3か月です。決して長くない期間内に自立に必要な資金を貯めなくてはなりません。ハローワークと連携の上、早期に就労先を決定し、就労により得た賃金を積み立てる支援です。本人了承のもと、所持金を施設が管理し、支出内容をチェックするなどにより、無駄遣いをさせないようにしています。

2つ目は、しらふじ退所後の住居を確保するための支援です。松江市近郊に居住を希望する退所者は、年間約20人に及びます。これら希望者のほとんどは、アパート等を借りる際に求められる保証人がいません。そのため、協力雇用主に住居の提供を頼ることのほか、保証人がいなくても入居を認めてくださる大家さんへの依頼、松江市くらし相談支援センターの入居債務保証制度の申請などにより、住居の確保を行っているという状況です。

3つ目は、退所者に対するフォローアップです。しらふじを退所した人が、その後の生活状況の報告や各種相談事のために訪ねて来ます。話し相手や相談できる人がいないため、自分の過去を知っている職員には、気兼ねなく何でも話しができるからです。相談内容は様々で、①病院を紹介して欲しい②役所から来た照会文書をどのように処理したらいいか③大家さんと喧嘩して、アパートから出していくように言われている④生活保護費を使いつてしまい、2、3日満足に食事を摂っていない⑤服や靴が欲しいなど、令和2年度の対応は、55人、109件に及んでいます。

職員は、個々の相談事に親身になって、丁寧に対応しています。大家さんとトラブルになった件では、大家さんにもお話を伺うなどにより調整を図り、引き続き居住させていただいております。

職員のこのような対応が再犯防止につながるとの思いで、普段から、利用者に信頼されるよう待遇に配慮しているところです。これからも、自立資金の造成、住居の確保、フォローアップの実施など、成果を上げることにより、しらふじの使命を果たしてまいりたいと思っておりますので、地域社会の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



「敷地内に咲く白藤の下に、しらふじの由来を記した石碑が、2013年の改築を期に建立されています。」

人権問題Web講演会 インターネットと人権

情報社会と人権 メディアと上手につきあうために

講師 今度 珠美さん
鳥取県情報モラルエデュケーター
法務省人権擁護委員

12月4日（土）から17日（金）まで、今度珠美さんを講師に「情報社会と人権～メディアと上手につきあうために～」と題したWeb講演会の動画を配信しました。

今、インターネット上で誹謗中傷や個人情報の無断掲載などの被害を受ける人が増えています。

講演会では、SNSとのつきあい方、不適切投稿の影響と抑止方法、ネット人権侵害で困ったときは、など身近な出来事を交えながらわかりやすくお話ししていただきました。

また、「『差別はだめ』という道徳的なスローガンだけでは差別は減らない。人権を守らなければ感染症を乗り越えられない」という新型コロナウイルス感染症に関わる不当な差別についてのお話しや「正しい知識を学ぶことが人権侵害の抑止となり、知識・教養がなければ、その情報が差別・偏見につながることにも気がつかない。だから人権研修が必要。」といった人権研修の重要性についても、お話をありました。

県では今後も、情報モラルや人権に関する正しい知識を持ってインターネットを利用することについて、啓発に努めていきたいと思います。

島根スサノオマジックと連携した人権啓発活動2021

島根県人権啓発活動ネットワーク協議会（松江地方法務局、島根県、島根県人権擁護委員連合会）は、12月19日（日）、松江市総合体育館で島根スサノオマジックと連携した人権啓発活動を行いました。

試合のホームゲームスポンサーとして会場で様々な啓発活動を行うほか、島根スサノオマジックとコラボした人権啓発グッズの配布、選手の人権メッセージ色紙展示、人権啓発ポスタークール入賞作品の展示などを行い、人権尊重の意識普及に取り組みました。

試合の結果は、島根スサノオマジック75点VS信州ブレイブウォリアーズ67点で、島根スサノオマジックが勝利しました。



しまね人権尊重のまちづくり推進事業

★職場や地域に人権研修の講師を派遣しています！

人権啓発推進センターでは、人権を尊重する心を育て、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、企業、各種団体、地域組織などに人権研修の講師を派遣しています。

★さらに会員に登録すると！

企業、各種団体、地域組織が会員に登録して人権研修などの活動を毎年行えば、人権尊重の取組を行っている団体として島根県のホームページなどでPRさせていただきます。

また、人権啓発推進センターや市町村が行う人権研修の情報をメールでお届けします。

まずは、人権啓発推進センターにお気軽にお問い合わせください。



しまね人権尊重のまちづくり登録会員

（令和4年1月31日時点）
※団体種別ごとに登録順で記載

- 企業**
- 株式会社ニッパー 島根工場
 - 西日本高速道路株式会社 中京支社 松江高速道路事務所
 - 株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック
 - パナソニックソーラーシステム製造株式会社
 - 株式会社JR西日本中国メンテック米子支店
 - カナツ技建工業株式会社
 - まるなか建設株式会社
 - 大畠建設株式会社
 - 株式会社サンワ

- 各種団体**
- 島根県商工会議所連合会
 - 公益社団法人島根県看護協会
 - 社会福祉法人しらゆり会
 - 公益財団法人ホシザキグリーン財団
 - 公益社団法人全日本不動産協会島根県本部
 - 斐川訪問看護ステーションさくら
 - 社会福祉法人浜田市社会福祉協議会
 - 特定非営利活動法人国際交流フラワー21
 - 大田市森林組合
 - 一般社団法人しまね縁結びサポートセンター
 - 島根県商工会青年部連合会
 - 出雲商工会議所

- 地域組織**
- 出西地区人権・同和教育推進協議会
 - 久木地区人権・同和教育推進協議会
 - 石西地域人権を考える企業等連絡協議会



令和3年度島根県人権問題県民意識調査について

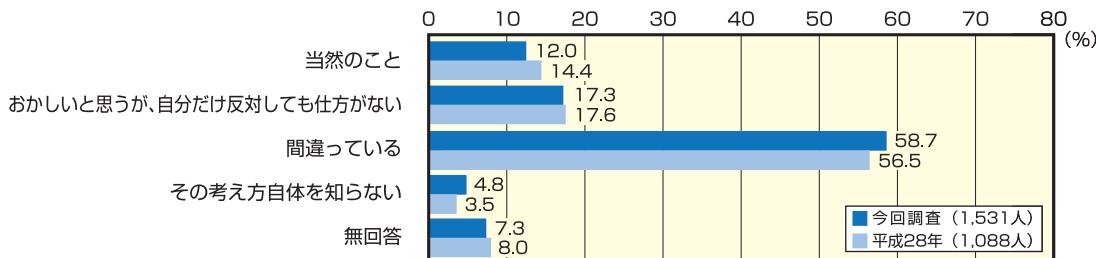
令和3年11月に、島根県人権問題県民意識調査を実施しました。

この調査は、県民のみなさんの人権に関する意識を把握し、人権施策推進のための資料とするものです。3,000人の県民の方を抽出し、調査票を郵送して行いました。ご協力をいただいたみなさん、ありがとうございました。

集計結果の一部を、平成28年度の調査結果と比較してご紹介します。

【日本には古くからの言い伝えや考え方などがありますが、あなたはどう思いますか。(○はひとつ)】

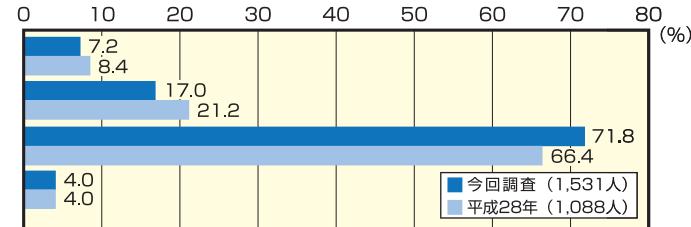
結婚相手を決めるときに、相手方の身元調査すること



結婚に関する身元調査は、その人の経歴や家族の出身地などを本人の知らないところで調べる行為で、その多くが差別意識や偏見に基づくものです。

【過去3年間くらいの間に、人権問題に関する講演会や研修会に、何回くらい参加しましたか。(○はひとつ)】

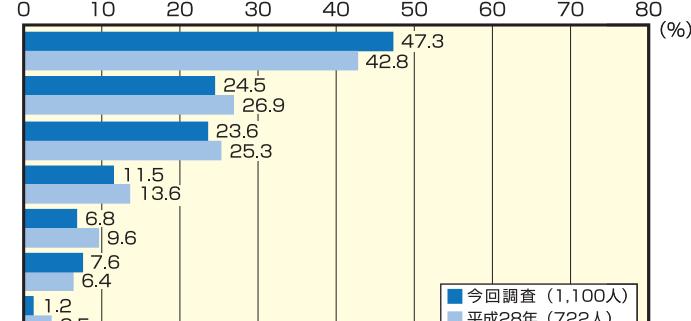
3回以上
1回～2回
参加したことがない
無回答



「参加したことがない」が7割を超えていいます。

【「参加したことがない」を選ばれた方におたずねします。参加されなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)】

講演会や研修会が開催されていたことを知らなかった
人権問題について、あまり興味や関心がない
忙しくて、参加する時間がない
参加しやすい曜日や時間に計画されていなかった
いつも同じような内容ばかりで、参加しても意味がないと思う
その他
無回答



講演会や研修会の開催をさらに広くお知らせする取組みや、興味や関心が高まるような工夫が求められます。

島根県人権啓発推進センターをご利用ください

島根県人権啓発推進センターでは、人権に関する研修会などの支援、暮らしの中で起きる様々な人権問題の相談に応じています。どなたでも自由にご利用いただけます。

研修会等の支援

- 啓発資料(図書、ビデオ、DVD、紙芝居、パネル)の貸出
- 研修室(松江のみ)の利用
- 研修講師の派遣

人権啓発推進センター〈松江〉

〒690-8501

松江市殿町1 (県庁東庁舎1F) 県民会館前バス停西隣
TEL 0852-22-6051 / FAX 0852-22-9674

西部人権啓発推進センター〈浜田〉

〒697-0041

浜田市片庭町254 (県浜田合同庁舎1F)
TEL 0855-29-5503 / FAX 0855-29-5531

人権に関する相談

- 人権に関する相談に応じ、相談内容によって専門の相談機関を紹介するなど、問題の解決に向けた支援を行います。

※秘密は厳守します。

相談専用ダイヤル

松 江……………TEL 0852-22-7701
TEL 0852-22-7704
(新型コロナウイルス感染症専用)

浜 田……………TEL 0855-29-5530

- 詳しい内容はセンターホームページをご覧ください。
ホームページでは「りっぷる」を創刊号から見ることができます。

島根県 人権

検索

